

# 機構と郵便貯金銀行・郵便保険会社との間の契約 (借入)の案の概要

# 借入契約（案）の主な記載事項

借入契約には、機構の預金者貸付等の原資を確保するため、以下のような事項を記載。

(注)借入契約は、日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画において、締結することが定められている。

## 1 「基本計画」に定められた契約に盛り込むべき内容に係る事項

- (1) 機構は、機構が承継する旧郵便貯金の預金者、旧簡易生命保険の契約者、地方公共団体等に対する貸付の総額に相当する額の借入債務を負う
- (2) 借入金の借入条件は、機構が承継する旧郵便貯金の預金者、旧簡易生命保険の契約者、地方公共団体等に対する貸付の条件と同条件

## 2 借入金の増額・返済に係る事項

- (1) 機構は、旧郵便貯金の預金者、旧簡易生命保険の契約者、地方公共団体に対し新たな貸付を行った場合、同額・同条件で新たに借入
- (2) 旧郵便貯金の預金者、旧簡易生命保険の契約者、地方公共団体等から債務の返済があった場合、当該返済に係る金銭を、返済があった債務に係る機構の借入金の返済に充当

## 3 その他一般的に契約において定められる事項

- (1) 合意管轄
- (2) 契約終了後の義務

等